

生産基盤縮小にみる集落の自律的再編 —広島県庄原市の中山間地域における稲作の縮小を事例として—

福本純子

1. 問題関心と研究視角

1.1. はじめに

本稿の目的は、社会状況の変化のなかで、ある集落がどのように生産基盤を縮小させているのかを明らかにすることである。

現在、日本の農山村とくに中山間地域では、過疎化、高齢化が進み、さまざまな問題が起こっている。そのひとつに住民が水田耕作を続けたくても担い手の高齢化や後継者不足から、耕作を続けられないという問題がある。そのような水田は耕作放棄地となり、景観上の問題や獣害問題を引き起こす要因のひとつにもなっている。一方で、日本では2017年度まで減反政策が行なわれていた。これは米あまりによるものである。

つまり、日本の農山村では、内部的な条件（耕作したくてもできない）と外部的な条件（米の生産の抑制）の両面から、集落の生産基盤の縮小が求められてきた。現場の集落では、水田や水利施設などの生産基盤をどのように縮小していったのだろうか。これからますます水田耕作地が縮小するともいわれるなかで、実際の現場での対応のしかたを知ることは重要である。そこで、内部からも外部からも水田の縮小を迫られてきたひとつの集落を事例として、どのように生産基盤を縮小させてきたのかを順を追ってみていく。

1.2. 過疎論と限界集落論

日本創成会議・人口減少問題検討分科会が2014年、2040年までに全国約1800市町村のうち約半数（896市町村）が消滅する恐れがあると発表した（日本創成会議・人口減少問題検討分科会、2014）。そこでは、消滅の根拠として少子化・高齢化があげられ、特に人口の少ない地方の消滅可能性がセンセーショナルに指摘された。この発表は通称増田レポートと呼ばれ、研究者だけにとどまらず各方面で話題となった。日本の少なくない数の人びとがこの問題を身近な問題と感じ、危機感を抱いているということであろう。本稿も、集落が消滅可能性を持つことや存続困難な状況であることに危機を感じ、問題意識を持っている。この問題について、社会学、とくに農村社会学では、大きく分けると過疎論と限界集落論という2つのキーワードで議論がなされてきた。まずはその内容について時代ごとに検討していく。

過疎研究の代表的な研究者のひとりである山本努によると、「過疎」という言葉は、1967（昭和42）年に公文書で初めて用いられた（山本、1996：2）。山本が指摘するように、「過疎問題」そのものに関しては、当初関心がさほど持たれず、空白とも言える時代が存在した（山本、1996）。一方で、農山村の人口流出によるムラ¹⁾の解体や崩壊に関する議論まで含めて広くとらえると、1960年代頃から問題が指摘され始めている（並木、1960、安達、1976など）。また、政策においても、離島振興法（1953年）、山村振興法（1965年）、過疎地域対策緊急措置法（1970年）、半島振興法（1985年）などの地域振興関連法が相次いで制定されている（吉野、2009：14）。1960年代から1970年代までの、広い意味での「過疎」研究は、高度経済成長の過程での都市への人口流出や都市と農村の経済格差、それにとともなうムラの解体について主に論じていたようである（吉野、2009）。それらの研究を丁寧に追

えば、地域社会の維持が困難になるという、現代社会で緊急性を持って論じられる問題が、1960年代頃から既にとらえられはじめていたことが分かる（安達、1981、岩谷、1989など）。

1988年になると、大野晃が「限界集落」という概念を初めて提起した（大野、2008：36）²⁾。「限界集落」とは、「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」（大野、2005：22-23）である。限界集落論は、以前から過疎論で指摘されていた問題が、総人口の減少と高齢化の進行により、より逼迫した緊急の課題となってきたことを示している。「限界集落」という言葉は、農山漁村の社会問題を示す用語として、現在では一般社会にも広く浸透している。

1990年代以降は、過疎問題は緊急に対応が必要な課題として広く知れわたり、それを前提とした議論が中心となっていく。2009年には、過疎がすでに進行してしまっているものとし、それにどうにか対応しようとする「集落再生」という共通テーマで、日本村落研究学会の年報が発行された。1990年代以降の主な研究として、ムラは解体するという見方をとらず「ムラは生き残っている」ことを示す議論、資源管理主体としての集落のあり方を示す議論、農山村のライフスタイルの価値の再発見に関する議論、農山村から積極的に撤退することを提案する議論などがあげられている（吉野、2009）。本稿でも、過疎問題、とくに村落維持の危機を深刻で逼迫した問題ととらえ、それへの対応のしかたのひとつを示すことができればと考えている。

以上、本稿の問題関心の背景となる過疎研究の概要をみたところで、次節では生産基盤縮小と切り離すことのできない耕作放棄地に関する議論や、それに対する現場での対応のしかたについてみていく。

1.3. 集落の人びとにとっての過疎問題

日本の耕作放棄地に関する社会科学の議論は、過疎問題と時を同じくして始まったようである（坂口、1966、篠原1969など）。過疎問題と時を同じくしたのは必然であり、当時、過疎化や高齢化などの現象を理解するために、耕作放棄地は付随的に語られた。既に述べたように近年は過疎化に関する問題がより深刻になってきており、それにともなって耕作放棄地自体をメインに扱う研究も登場し始めた（吉田・佐藤・駄田井、2004、寺床、2009など）。ここ10年間の『食料・農業・農村白書』でも、毎年必ず耕作放棄地について触れられている。

これらの議論に共通することは、耕作放棄地は、「解消すべき問題」としてマイナスに扱われていることである。もちろん、耕作放棄地の増加は、環境資源機能の低下や病虫害・鳥獣被害の発生、景観の悪化などに結びつくため、そのような指摘も当然である。

しかしながらここで本稿の事例と関連づけて実際の問題に即して考えてみると、耕作放棄というのは過疎化していく集落にとって現実的な選択のひとつでもある。なぜなら、担い手が減少していくなかで耕作放棄地を作らないようにすることは、そこに住む人びとに無理を強いることになるからである。

このことに関して参考になりそうなのは、「撤退の農村計画」の議論（林・齋藤、2010）である。この議論は、今まで暗黙のうちにタブーとされていた、限界集落のような高齢化が著しい集落からの撤退に、積極的に取り組もうというものである。この議論は、撤退をすすめるにもかかわらず、強制的な集落移転政策とは異なり、その目的が、高齢化が著しい過疎地の住民の生活と共同体を守ること、さらに、地域の環境の持続性を高めることにある点で斬新な議論である。また、撤退の具体的な計画に際しても、生活の崩壊、共同体の崩壊を避け、共同体（意識）を守るための工夫が織り込まれている。撤退の根拠が暮らしの合理性にある部分や、あくまでも自主的な移転の提案をしている点で、現実的な選択としての耕作放棄に通ずるものがありそうである。

しかしながら、この議論をよくみてみると、積極的な撤退とは「居住地、資金、土地などの管理に要する労力を戦略的に再配置（再構築）すること」と定義され、撤退をすすめる背後にあるものは、

行政投資の効率化であることが読みとれる。また、いくら自主的な撤退をすすめていても、あくまでも外部からの提案であって、撤退が地域内部からの必然性によって行なわれるものでないことには変わりがない。よって、ともすれば結局人びとに無理を強いることになりかねない。

山本努は、過疎山村において行なった質問紙調査で、「この地域はこれからよくなるか？」という質問に対し、「よくなる」との回答が相当低い割合を示したにもかかわらず、定住意志についてはかなり高い値を示す過疎地域が複数あることを明らかにした（山本、2013）。さらに、それらの地域には一回地域の外に出て帰ってきた者（＝Uターン者）の割合が小さくないことを明らかにし、「この地域はこれからよくなる」と考えていても、消極的ではなく敢えて再度そこに住む人びとが一定数いることを浮かび上がらせた。

ここでは、今後よくなることのないであろう地域に住む選択、言い換えれば、悪くなっているにもかかわらずその地域に住む選択、を主体的にする人びとが存在することが示されている。つまり、高齢化等による住みづらさ、生活のしにくさを解消しようとする「撤退の農村計画」の「今後地域がよくなるから撤退をすべき」という前提が、現場では通用しない場合があるということだ。このことは、「撤退の農村計画」による行政投資の効率化がうまくいかない可能性を示唆している。

植田今日子は、故郷が水没し移転を余儀なくされることになるにもかかわらず、積極的にダム建設に加担するかのよう早期移転をした集落（植田、2004）や、長く維持され積極的に各地で公開してきた民俗舞踊をあえて「保存しない」選択を行なった集落（植田、2007）を描いた。そしてそれらが両者とも、ムラの存続という、生活の必要性を目的としていたことを明らかにした（植田、2016）。

これらの議論を振り返ってみると、過疎地域によってなされる一見非合理的な選択が、人びとの主体的要因（半田、1974）によって行なわれており、その選択はしばしばマイナスどころかムラの解体までも引き起こすようにみえる。これらは、数々の農村研究の蓄積（乗本、1971、山本、1973など）のなかで指摘されてきた、ムラが「変化のなかで、自らを再編成していく」（中野、1966：259）はたらかせとらえることができる。

植田は中野の見識を整理し、本当の意味で解体ないしは消滅という事態を迎えるまで、つねに外部条件に対してムラ自身の内部ではたらいっている再編成に対して「自律的再編」（植田、2016：18）と名づけた。ここで、この概念をかりて本稿の事例をみてみたい。すると、本稿で扱う生産基盤の縮小は、自律的再編ととらえることができそうである。生産基盤の縮小は、一見外部条件によって引き起こされる消極的選択にもみえるが、過疎山村において現実の問題に即して考えると、現実的で主体的な、つまり集落の内部で自ら行なわれる再編成のひとつであると考えられるからだ。それに対して林・齋藤らの「撤退の農村計画」は、中野の「他律的」（中野、1966：259）という言葉をかれば「他律的再編」論ということができよう。既に指摘したように、「撤退の農村計画」は行政投資の効率化を目的とする外部からの提案であって、地域内部からの必然性によって行なわれるものでないからである。

以降では、耕地の放棄も選択せざるを得なくなるような実情の中で、集落がどのように知恵を発揮し生産基盤を持続させてきたのかをみていきたい。

2. 事例地概要

事例とするのは、広島県庄原市のX農業集落である。この事例を取り上げるのは、X集落は中山間地域であり、過疎化・高齢化における生産基盤の縮小（内部的な条件によるもの）と、減反政策における生産基盤の縮小（外部的な条件によるもの）を両方経験しているからである。

2.1. X集落の概況

広島県庄原市X集落は、全7戸からなる集落で、もともと稲作を中心とした集落であった。現在も7戸全戸が集落内に水田を所有しており、そのうち4戸³⁾が稲作を続けている。よって地元農家による水利権は強固に保たれている。X集落は冬には積雪をとまなう中山間地域であり、山林に囲まれた地域である。X集落はほぼ丘陵地であり、標高180~250mくらいのところで稲作が行なわれてきた。X集落全体のもとの水田面積の合計は約7haである。住民は農閑期には出稼ぎをすることもあった。

X集落と隣の集落との間には川が流れており、昭和7（1932）年まで橋がかかっていなかったことや、昭和27（1952）年までX集落だけが現在大字を同じくする他の3区と別の行政区（当時双三郡田村、現三次市）であったため、お互いの行き来はあったが、X集落はやや独立的な性質を持ってきたようである（X集落の川に面していない側は山になっており、かつての行政区の中心に行くまでに山を越えなければならなかった）。現在、病院への通院や買い物は、庄原市街や三次市街まで出る人が多く、自動車でも20~30分かかる。



図1. 山の上からみたX集落
(2017年3月19日 筆者撮影)



図2. 山に面した丘陵地の水田
(2017年3月22日 筆者撮影)

X集落を含む庄原市は全域が中山間地域に指定されており、X集落では図3でも分かるように世帯人員の減少と高齢化が進んでいる。図3に載っていない人の中にも住民票をX集落に置いている人もいるが、ここでは、施設入所者と、週の半分以上をX集落で過ごす人を示している。X集落を生活の拠点とする人は25人（うち施設入所者3人）で、平均年齢は51歳、高齢化率は44%である

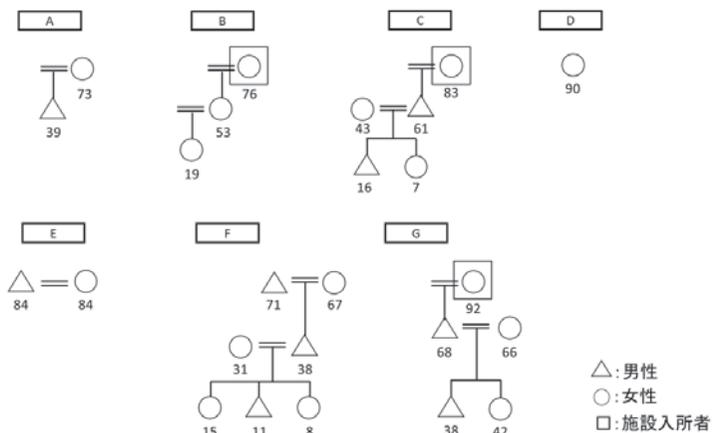


図3. X集落を生活の拠点とする人びと（2018年10月時点）⁴⁾
(2018年10月X集落からの資料提供・聞き取り調査により作成)

2.2. 生産基盤と水利

X集落の7戸が所有する水田面積の合計は、約7haであるが、現在稲作に使われているのはそのうち約4haである。牧草などを植えて管理されている耕作地は約1haである。つまり約2ha弱の土地は休耕田になっている。この休耕田はかろうじて休耕田であるが、いつ耕作放棄地になってもおかしくないという。具体的には、次の中山間地域等直接支払制度の更新の際にそのようになる可能性もある。図4は7戸各戸が所有する耕地の所有関係を示している。

X集落では、河川がかりの用水と、ため池2つ（日焼堤、とびのこ池）と、谷水（途中でため池からの水路に流入する）を複合的に使って水田稲作が成立してきた。図5はその概略図である。河川がかりの用水の水利権はX集落の全戸で持っているが、日焼堤の水利権はD家とF家とG家、とびのこ池の水利権はA家とB家で持っている。ただし、とびのこ池からの水は、途中で河川がかりの用水に流入する。2つのため池は基本的に水利権を持つ家が管理を行っていた。

X集落は灌漑用の水に困ることが多く、水利用について個々の思いどおりにいかないことも多かった。基本的には河川とため池・谷水でまかなうことができたが、稲の生育が危うくなるような深刻な水不足に備え、圃場や水路の漏水防止に日々取り組んでいた。河川がかりの用水と言っても、土水路でせまく、土が崩れて水がとまることも毎年頻繁に起こった。また、河川がかりの水路の頭首工は集落の端から1km以上先にあり、集落の端から頭首工までは自動車が入れない、舗装されていない道のため、掃除や維持管理が大変であった。

河川がかりの用水路の水量はいつも十分というわけではなかったが、ため池や谷水よりは水量があるため、人びとは、河川がかりの用水路の水を生活用水や庭の小さい池のためにも利用していた。家の前で洗い物をしたり、野菜を洗ったり、風呂に使ったり、洗濯をしたり、牛の飲み水として飲ませたりもした。図6はため池がかりの水のみを使って水田耕作がなされていた土地を示したものである。耕作地全体から見るとやや少ないことが分かる。よって、水不足の際は主に河川がかりの灌漑用水路にはたらきかけをすることになる。詳細については後述するが、河川がかりの灌漑用水が改修された後は、ため池がかりの水路の利用は補助的なものにとどまるようになっていった。



図4. X集落の耕地の所有関係
(2017年3月の聞き取り調査により作成)

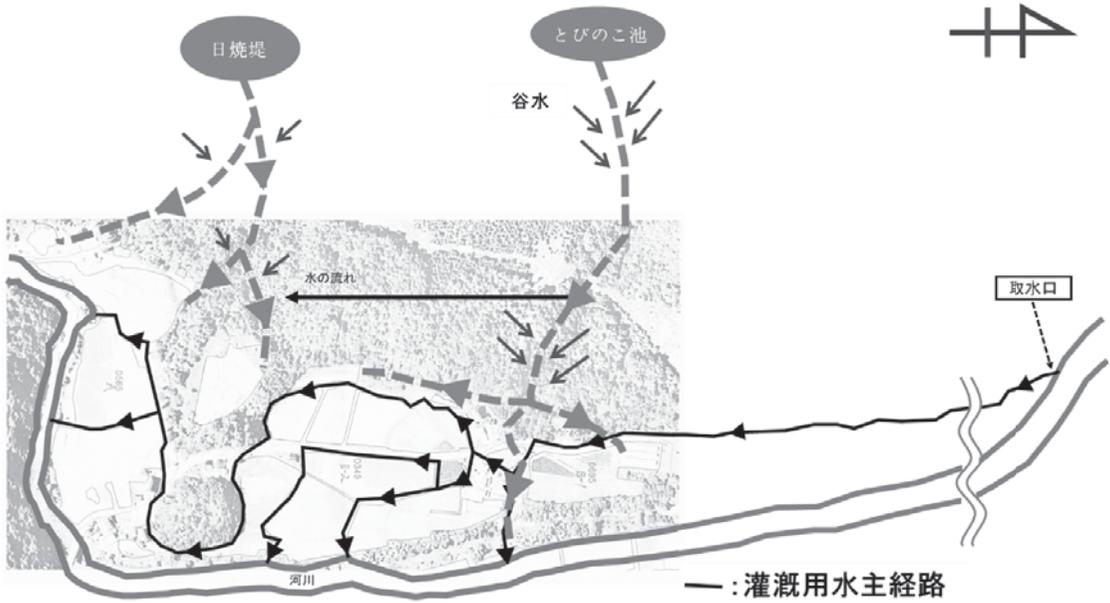


図5. X集落の水利
(2017年7月の聞き取り調査により作成)

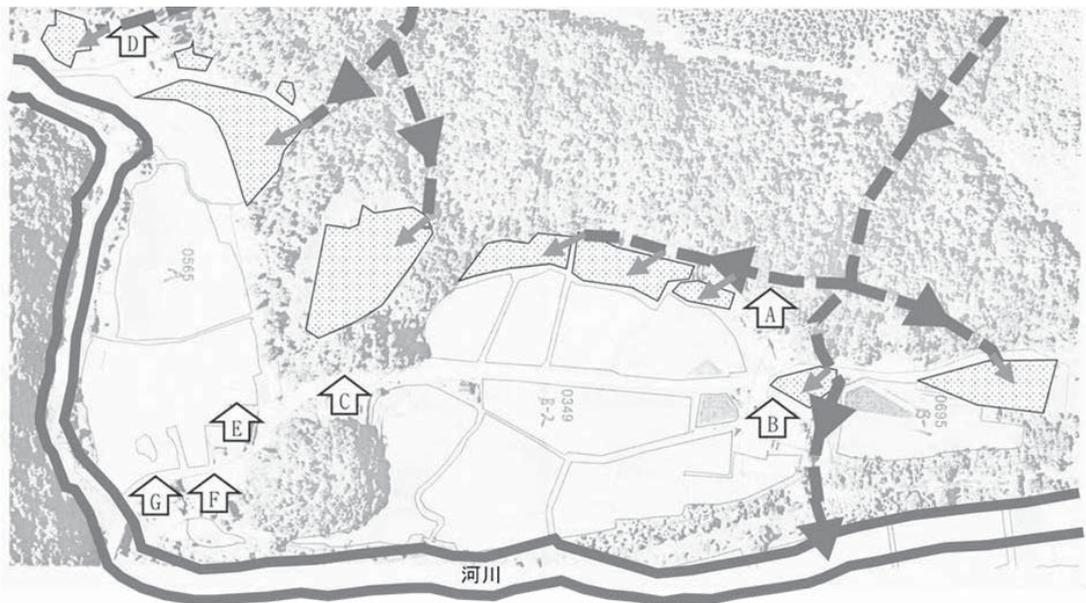


図6. ため池がかりの耕作地
(2017年7月の聞き取り調査により作成)

2.3. 地域開発の経緯と集落の対応

1962年、X集落に地域開発が入ることになった。この地域開発とは、Y町農協（現、庄原農協）によって行なわれた小水力発電所の建設である。小水力発電所はX集落の既存の灌漑用水路を使うことになり、水田に流す前の一番上流の部分から取水をすることになった（図7参照）。この水路はもともと土でできていたが、開発がなされるにあたって、発電所までの箇所はすべてコンクリート製に作りかえられることになった。

開発にあたっては、Y町農協（現、庄原農協）から、X集落の住民全員に説明が行なわれ、X集落は全員で合意形成を行なってから開発を許可した。この合意形成は意外にも大きな反対はなく、スムーズに行なわれた。なぜなら、水路の大部分がコンクリート製に作りかえられることで、土水路の際にはあった水漏れがなくなることが予想されたこと、また、水路をコンクリート製に作りかえる際に幅や深さを大幅に上げることが取り付けられたからである。つまり、X集落の住民は自分たちの水田に今までより安定した流量の水を手に入れることができるというメリットを想定し、開発を許可したのである。

元の土水路は、幅70～80cm程度、深さ60cm程度であったが、幅140cm程度、深さ120cm程度に増長された。また、開発地点より上流は川の取水口（頭首工）まで約1kmあったが、そこの掃除が楽になって管理も楽になった。なぜなら、それらが農協の管理下にうつったからである。大水で灌漑用水路が壊れたりしても、農協がそれらを請け負うということになった。これで農業がしやすくなるという見込みがX集落にはあったようである。

さらに、地域開発にあたって、農協とX集落で次のような取り決めがなされた。「いかなる時にも、水田を優先する（つまり、水田への流量が十分でない場合は小水力発電所の稼働を止めて灌漑へのみ水を流す）」というものだ。この地域のまわりの集落では、河川がかりの用水は少なく、ため池や谷水を用水に使って水田が成立している（石田，2010：24）。つまり、灌漑用の水に困ることが多く、水争いが起こることも多い地域であったので、同じ大字内の他の集落の住民は当時のことを振り返り、「X集落に開発が入ったのは、水に困らなくなるという点で羨ましかった」と語っている。X集落の住民も皆開発がくることをたいへん喜んだ。

工事については地区外の業者が請け負ったが、期間中の労務は地元の人びとが携わった。賃金労働のために男女関係なく労務に携わり、そこで出会って結婚に至った夫婦もいたという。

ここまで、X集落に元々ため池、谷水、河川を使った複合的な水利体系があったことを示した。また、1962年から徐々に河川がかりの水利の比重が増し始めたことを記述した。

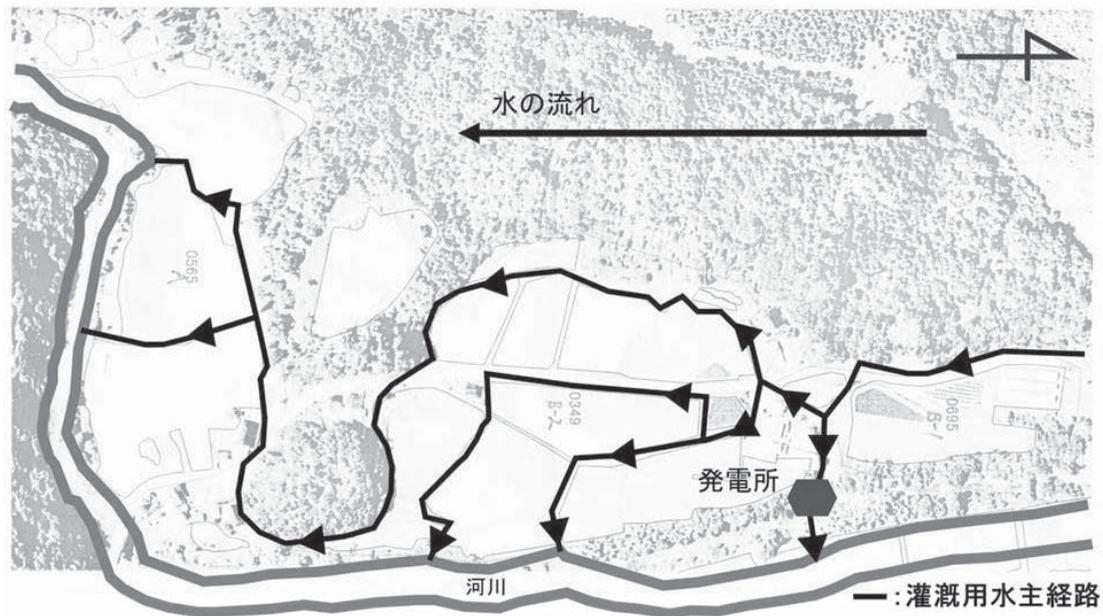


図7. 灌漑用水の主水路と発電所の位置
(2016年3月の聞き取り調査により作成)



図8. コンクリート製になった水路
(2016年2月19日筆者撮影)

3. 河川がかりの水利にあわせた基盤整理

この章では、1962年の地域開発によっておこった河川がかりの用水路拡張に対し、集落が水利や耕地をどのように整理したのかを記述する。先に結論を述べれば、河川中心の水利体系が確立されていくことになる。

3.1. 水利の整理と強化

X集落は、地域開発にあたって補強された河川がかりの用水路を強化し、全ての水利をそちらに一本化していく選択をした。つまり、ため池がかりの用水路をだんだん縮小させていった。それは、地域開発によって河川がかりの用水路がより便利になったのと同時に、ため池はどの家からも距離的に遠く、また標高が高いところにあり、管理が大変であったからという理由もある。またこの集落は前述したとおり丘陵地であるが、ため池は丘の上に作られていて、ため池がかりの水田はすべて標高の高い山麓にあり、日照条件等が悪く、河川がかりの水田に比べて生産性がやや低いことも理由にあげられる。X集落で水利を一本化するという事は、後述するが、最終的には水田を減らすということに繋がる。その背景には、この集落の高齢化や継承者不足もあった。ここでは、まず、3つの契機によって水利が一本化されていく経緯についてみていく。

道路工事

地域開発が終わってすぐ、1960年代後半に、大規模な道路工事が持ちかけられた。X集落は皆で相談し、交渉によって、道路工事の際に河川がかりの水路も改良してもらうことを取り付けた。これによって河川がかりの水路のうち、まだ土水路だった箇所（下流から半分ほど）がコンクリート製のものにかえられた。

圃場整備

X集落では、1970年代後半から各個人で圃場整備を行なった。集落で圃場整備を行なうための国の補助制度もいくつかあったが、条件に合わないため、皆で相談して個人各々ですることに決めた。基本的には補助制度に申請するための水田の面積が足りず、隣の集落と合同でなければ申請ができなかった。隣の集落と合同でするか迷い皆で相談したが、申請は見送られた。面積が小規模でも申請できる制度もあったが、その制度を利用すると、一定の面積で3年間米を作ってはいけないという条件が課せられていたため、そちらも断念した。当時、その条件をのむのは難しかったという。なぜなら、当時はまだ稲作がさかんで兼業農家もおり、条件をのめば生活に支障がでることが明らかだったからである。

最終的にX集落の耕地面積の約半分ほどが圃場整備された。圃場整備された水田はすべて河川がかりの水田である。その際に各戸は河川がかりの水田への経路に既製品のU字溝を買ってきて本線の土水路だった部分と、本線以外のやや細い水路を強化した。この際も河川がかりの水利への集中が行なわれた。農業における負担を減らすためである。圃場整備によって、河川がかりの灌漑用水路の本線のほぼすべてがコンクリート製になった。逆にいえば、圃場整備が終わるまでは河川がかりの水路に土水路の箇所がまだ残っており、水に苦勞することが時々あったという。

中山間地域等直接支払制度

2000年度から新しい農業・農村政策の一つとして、中山間地域等直接支払制度が始まった。中山間地域等直接支払制度では、「集落協定」の締結が制度化された。X集落は7戸でこの協定を結び、2000年度から5年毎に更新を行ない継続して補助制度を利用している。2000年度にU字溝を購入し、河川がかりの水路でまだ整備されていなかった細かな箇所の整備を行なった。その際の整備により、河川がかりの水路のほぼすべてが整備された。

この節では、水利が河川がかりのものに一本化されていく過程を順を追って見た。X集落は3つの契機ごとに河川がかりの水路を集中的に整備することで、水利を一本化してきた。2000年以降はため池がかりの水利はほとんど使われなくなり、2つあるため池のうち、日焼堤は必要がなくなり、災害防止のため埋め立てられた。また、残っているとびのこ池も、現在は緊急時以外はほとんど利用されていない。

河川がかりの水利への一本化の際に取ったX集落の選択と集中の論理は効率性である。なぜなら、河川がかりの水利は一番安定的に水を確保できる水路を使うため、そこを整備することは理に適っているからである。また、ため池がかりの水路は水量が安定していないだけでなく、水路の管理も大変で割に合わないからである。

3.2. 水田の整理

いまみてきた水利の一本化に合わせて、X集落の人びとは水田も集約化していった。水利の面からみて良い場所（つまり河川がかりの田）に水田を整理していった。ため池がかりの水利を使わなくなったことで、その後必然的に耕作ができなくなった田もある。圃場整備について前述したが、その際には河川がかりの田だけ圃場整備を行なっている。減反政策の際も全く同じ基準で残していく水田の選択を行なった。1970年から本格的に行なわれた生産調整では、真っ先にため池がかりの水田が転作地として選ばれた。前述したように、ため池やため池がかりの水路の管理は大変で、また、ため池がかりの水田は生産性がやや低かったため割に合わなかったからである。

図9と図10を比較すれば明らかなように、河川がかりの水を利用する田は、現在耕作が行なわれている田と、一部を除いてほぼ一致している。逆に言えば、ため池（谷水）がかりの水を利用する田は現在すべて休耕田である。休耕田と言っても、休耕田の草刈りをする担い手の数は十分とは言えず、いつ耕作放棄地になってもおかしくない状態とみることもできる。集落の人びとは、草刈りをやめれば（耕作放棄地と見なされ）補助金がおきなくなるため草刈りをして田を整えているが、休耕田で再び耕作がなされる可能性は限りなく低いと考えている。



図9. 河川がかりの水を利用する田とため池の水（谷水）を利用する田
(2017年3月の聞き取り調査により作成)



図10. 現在稲作が行なわれている田と休耕田
(2017年3月の聞き取り調査により作成)

この節では、水利が河川がかりのものに一本化されたことと合わせて、また同時並行的に、耕作地が整理され、集約化されてきたことをみた。ここでみてきた水田の整理の際にもX集落が取った選択と集中の論理は効率性であった。なぜなら、ここで残された水田はほぼ水利の利用のしかたに準拠しており、前節で示したとおり、水利の利用は効率性の論理によって集中化されていたからである。

4. 耕作地の組み直し

前章でみてきた水利や水田の整理は、一見他律的再編が取る方法と何ら変わりがないようにみえる。それらは効率化を目的として行なわれていたからである。一方、耕作地の改変というのは、稲作において効率化が進むからといって簡単に済むことではないはずである。なぜなら各々の所有する水田は、元々現在の効率性を見こして整備されたものではないため、途中で今までになかった基準に基づいて水利や水田の整理が行なわれれば、各々の家の水田が均等に整理されるわけもなく、集落内で必ず不公平が生じることになるからである。この章では、集落が採用した耕作地の組み直し方を詳細にみていくことで、そのような問題に対して集落の人びとがどのように対処したのかを明らかにする。

4.1. 耕作面積と担い手問題

耕作面積における不公平

まず、水利の整理によって生じた、集落内の耕作面積における不公平についてみていく。図4と図9を比較すると、水利の整理（河川がかりの水利への一本化）に伴って行なわれた水田の整理は、全戸の水田で行なわれたわけではなく、整理が必要となった家と必要にならなかった家があることが分かる。具体的に言えば、A、B、D、F、G家は水田面積を減らす必要があり、C、E家は水田面積を減らす必要がなかった。ここに既に不公平が生じていることが分かる。またA、B、D、F、G家の中でも減らす水田面積に大小があり、5戸の中でも不公平が生じている。前述したとおり、1970年

代後半、圃場整備を検討するにあたって耕作制限を受け入れなかったことから分かるように、この集落で必要以上に水田面積が減らされることは死活問題になりかねなかった。つまり、減らすべき水田面積の家ごとの差異は無視できない不公平であったことが分かる。

また、表1をみると、A、B、D、F、G家のうち、B、F、G家は現在でも所有面積の大半で水稲耕作を営んでおり、それらの家に耕作能力がないわけではない。つまり、水田面積を減らすという不公平を手放しで受け入れたわけではないことが分かる。

表1. 現在の各戸の耕地の所有面積、水稲耕作面積、転作面積、休耕面積

家	所有耕地面積	水稲耕作面積	転作面積	休耕面積
A	55.1	—	46.9	8.2
B	251.0	191.1	41.1	18.8
C	44.4	31.4	—	13.0
D	36.3	—	1.0	35.3
E	55.3	—	5.0	50.3
F	104.3	72.0 (24.3)	5.0	27.3
G	145.7	101.6 (27.9)	10.0	34.1
合計	692.1	396.1	109.0	187.0

(2018年11月X集落からの資料提供により作成)⁵⁾

担い手問題

一方で、前述したとおりX集落では高齢化が進んでおり、数年前から全戸が稲作をするのは難しくなった。現在4戸が水稲耕作を続けている(表1参照)が、B家の耕作は集落外の知り合いに頼んでもらっている状態である。1戸を除くと、どの家もいつまで稲作を続けられるか分からない状態だという。現在、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金の2つの補助を受けており、耕作面積が減ったり耕作放棄地が生じると、今までの金額での補助が受けられなくなるが、2年後の中山間地域等直接支払制度の更新の際には、耕作面積がさらに減り、耕作放棄地が発生する可能性もあるという。補助制度を受ける際の手続き等に関しても、高齢化によって担当者が偏ってしまい、事務作業も負担になってきている。祭り等の集落の行事もゆるやかに、しかしながら確実に簡素化していつている。

そのような耕作の担い手や後継者の問題に関連して、徳野貞雄は自身が提唱する「T型集落点検」によって、他所に出た子どもや孫も含めて過疎集落のメンバーを把握し、将来の集落像を共同で考える取り組みを行ない、同時に分析も行なっている(徳野、2007)。徳野は拡大した家族まで考慮して初めて、集落の現実的な将来像が見えてくると指摘した。徳野は、一見後継ぎがおらず頼る人がいない高齢者の子どもの多くが「近接別居」をしていることを明らかにした。つまり、高齢者のみで過疎地域に住む人びとは、子どもが近隣自治体に住むという一定の担保を持ち、子どもと一緒になくてもそこに住み続ける選択を積極的に行っているということだ。徳野はこのような集落の将来像は意外と明るい面もあるという。

図11は、徳野の「T型集落点検」の方法に基づいて作成した、潜在的な後継者を含むX集落の構成員を示したものである。水田耕作を継ぐ後継者が確定している家は1戸（F）のみであるが、徳野が指摘したように、この集落でも、集落外に住んでいるが毎週この集落に通う近接別居の子世代もいる。図11で示されている集落外居住者は、同じ自治体か隣接自治体に住む者がほとんどであり、広島県外に住む者は一人もいない。また、集落外に住みながらも祭りや草刈り等の際には戸主として参加する者（A、D）もいる⁶⁾。この2軒の戸主は外で働きながら耕作（稲作ではない）をしており、この2名がこの集落に通っているからこそ現在の耕作システムが成り立っている側面もある。

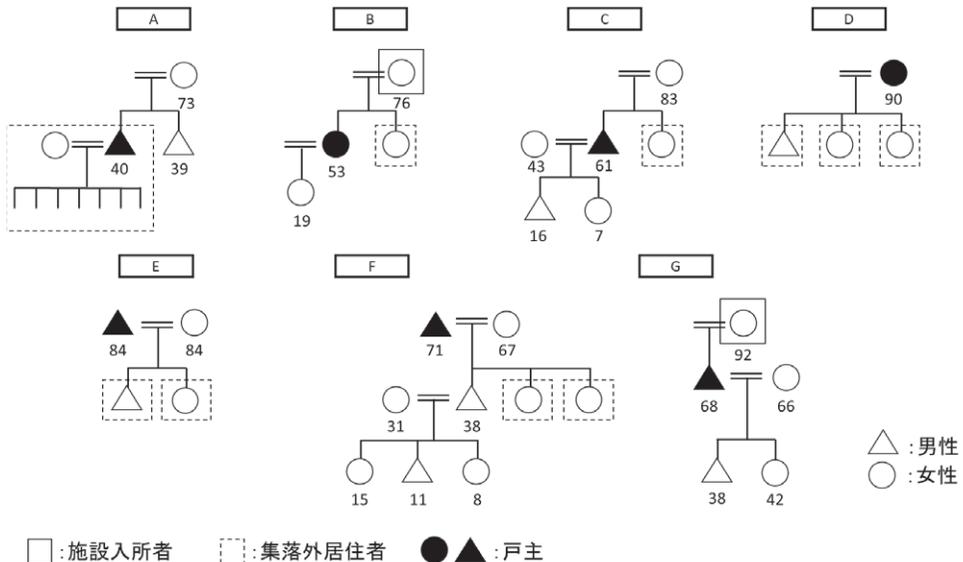


図11. 潜在的な後継者を含むX集落の構成員
(2018年10月X集落からの資料提供・聞き取り調査により作成)

4.2. 公平性の論理

この集落では、かつては減反政策、近年では担い手不足によって、大きく二度、耕作地の組み直しが行なわれた。組み直しが行なわれたということは、単純に各々が自分の分の耕作を減らす、またはやめるということではなく、集落内で耕作地の交換や請負を行なったということである。その方法の軸は、今までみてきたとおり、河川がかりの水田を優先するものであった。つまり、基本的には効率性の論理にのっとって耕作地が選択され、集中化されてきた。ただし、組み直しの際の選択と集中はそれだけを根拠に行なわれているわけではない。その他の根拠を先取りして言えば、公平性が考慮されているのである。

具体的にE家、F家、G家の関係から耕作地組み直しの根拠についてみていく。E家は図11に示されているように夫婦ともに高齢で、水稲耕作ができなくなってしまったため、水稲耕作をやめている。しかしながら、E家は河川がかりの水路の本線のそばに一定の耕作地を所有している（図12参照）。つまり、E家が水稲耕作をやめると、河川がかりの水路の本線に目が行き届かなくなり、他の人（特にE家の田より下流に田を持つ人）に迷惑をかける可能性がある。

しかし、E家は高齢者しか住んでおらず、子どもも同じ自治体内には住んでいないため、E家の家族からは水稲耕作の担い手を捻出できないことを集落の人は皆知っている。そこでF家とG家が、E家の所有する水田で代わりに耕作をすることになったのだが、F家とG家の耕作地（図13）と所有地（図12）を比較してみると、自分たちの所有する水田のなかで河川がかりの水路を使う部分を休耕田

にしてまで、E家の所有する水田を耕作していることが分かる。この組み直しの方法は、E家の所有する水田が河川がかりの水路の本線のそばの条件の良いところにあることも関係しているが、E家の所有田を休耕田にしないようにすることで、E家に気を遣わせないようにするための方法でもある。また、E家の水田に滞りなく水がくるように管理しておくことで、河川がかりの水路が維持できるよう、つまり、水利に関する集落や下流の家への責任を高齢のE家に背負わせないように、公平性の論理が働いているのである。F家やG家の戸主は「やれる人がやらないと」「集落は助け合わない」と言う。

また、F家とG家がE家の代わりに水田を耕作することは、高齢のE夫婦の負担を引き受けるのと同時に、水利の整理によって生じた耕作面積減少の差異による不公平の解消にもなっている。前節で述べたとおり、現在も耕作能力があるにもかかわらず、水利の整理によって耕作面積が減ってしまったF家、G家は、より条件の良いE家の水田を代わりに耕作することで、不公平を解消させているのである。

この節では、集落単位で考えて条件の良い水田、集落全体をよりよく維持するための水利、水田を優先して活用するよう、所有に関係なく耕作地の組み直しが行なわれたことを明らかにした。また、耕作地の組み替えが行なわれる際は、集落内で不公平のないように工夫がなされていることが分かった。その工夫は2種類あり、1つは水利維持の責任を集落全体で負うこと、もう1つは耕作面積の配分を集落全体で行なうことであった。また、ここで担保される公平性の中身は、ある家の構成員が高齢であり後継者がいないことや、ある家では水稲耕作の能力が高いにもかかわらず耕作面積が減ってしまったことなど、各家の個別具体的な事情から判断されたものであった。

効率性の論理を適用し、耕作地の他律的再編を行なおうとすれば、そもそもこの個別具体的な事情は見落とされがちである。また他律的再編では、より個別的な、高齢である、後継者がいない、水稲耕作の能力が高いなどの事情は、判断の基準にできず（または一辺倒な基準でしか判断できず）、それを考慮に入れること自体が不公平に映るかもしれない。X集落のんびとは、各家の生活状況や集落

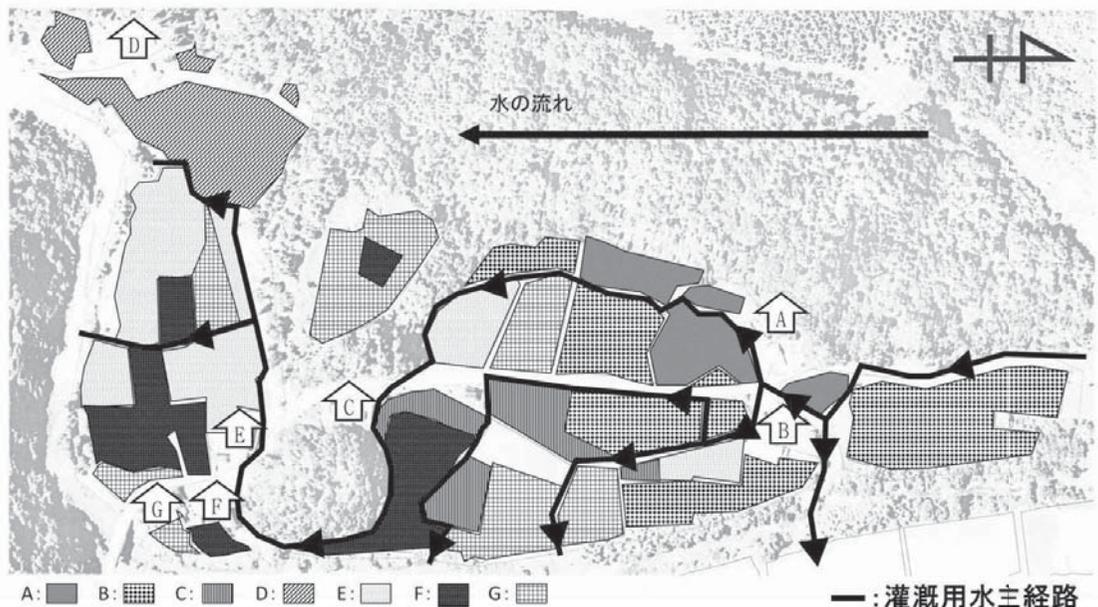


図12. 各戸が本来所有している田
(2017年3月の聞き取り調査により作成)

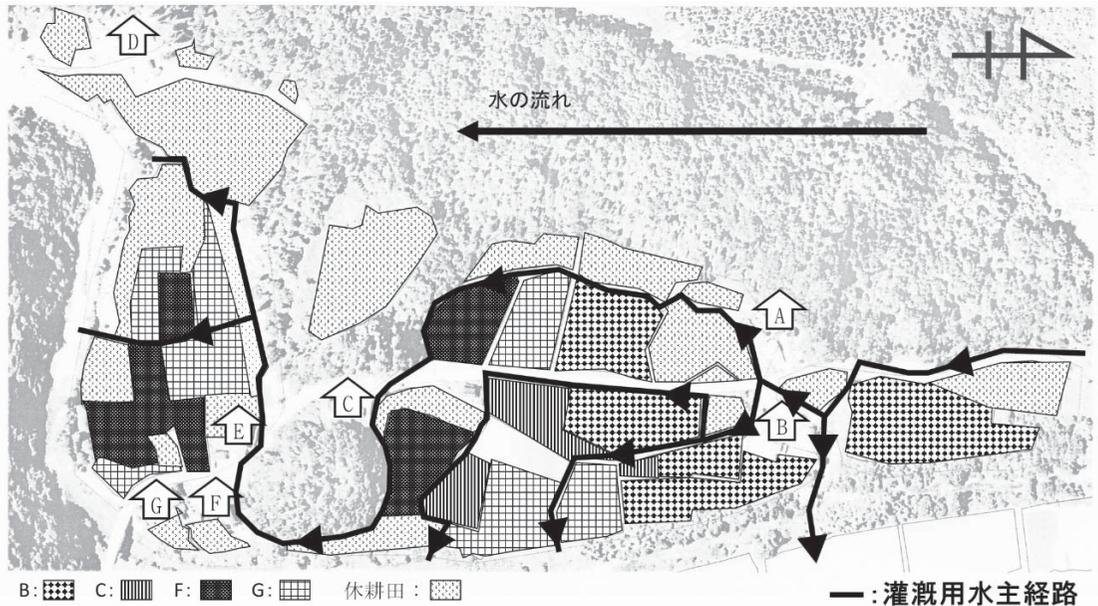


図13. 各戸が現在耕作している田
(2017年3月の聞き取り調査により作成)

全体の環境保全を勘案し、集落全体で考えた際に公平性が担保されるよう、効率性とは別の論理で自律的再編を行なったのである。

5. 結論

本稿の目的は、社会状況の変化のなかで、ある集落がどのように生産基盤を縮小させているのかを明らかにすることであった。その結果、明らかになった、X集落による生産基盤の縮小の論理は以下のように整理できる。

X集落は地域開発を契機として、生産基盤となる水利を多様な水利施設のなかから作業効率のよい河川がかりの水利に集中する選択を行なった。また、それに合わせて水田耕作や生活を効率化させていった。つまり、X集落の対応は一見、「効率性」を最優先した生産基盤の縮小のようにみえる。しかしながら、より重要なのは「公平性の論理」である。X集落では生産基盤の縮小にあたって、集落として耕作地を新たに設定し直した。その際、各家各々の耕地の所有関係にとらわれず、耕作適地・不適地を集落全体で勘案して生産地の縮小を実現している。つまり、耕地の所有権よりも集落内の社会関係を重視し、住民たち自身が生活しやすいように耕作地を組み替えていた。たんに効率性の追求だけではなく、集落全体の社会関係を重視した耕作地縮小の論理を、本稿では「公平性の論理」と名づけた。

「公平性の論理」は、現時点での耕作地維持の工夫であると同時に、将来的な集落の存続をみすえた戦略的な取り組みであるとも言える。なぜなら、住民が組み直しを行なった水利や水田は、集落の中で最も条件が良い順に残されているだけでなく、集落全体に影響を及ぼす水路の近くの水田は休ませない等、水利体系が存続できるようにも工夫されており、今後も生産基盤や生活環境を守ることにつながる可能性を含んだ対応だからである。

2章でみたとおり、この集落では地域開発といういわば外発的な開発が契機となり、それがその後

の耕作地縮小とも深く結びついていた。そのため、ある種の特殊性をもった事例であり、この事例研究から一足飛びに一般化を試みることは、たしかに難しいかもしれない。

しかし、筆者はこのような特殊性をもつ事例でありながらも、X集落の対応に注目することにはつぎのような意味があると考え。冒頭で指摘したように、過疎地域では今まさに「選択と集中」の論理にもとづく、他律的再編が行なわれようとしている。行政が行なう「選択と集中」は他律的再編であり、効率性ばかりが重視される傾向にある。本稿の事例においてX集落のらびとは、表現としては同じ「選択と集中」を行なってきたり、また、一見効率性のみを重視し耕作地の再編を行なってきたようにも見える。しかしながら、現場で行なわれた「選択と集中」のプロセスを丁寧に見ていくと、行政が採用する効率性とはまったく別の、より個別具体的な事情を反映した「公平性の論理」を採用し、自律的再編を達成していた。

今後過疎地域の集落は、他律的再編に対して必ず意思決定や判断を迫られることになるだろう。その際に、この事例の集落が地域開発に対してどのように判断を下し対処してきたのかをみることは、大変参考になると考えられる。X集落は、地域開発という外部からの改変であった他律的再編を受けることとなったが、その後一貫して、集落として自律的再編を行なったことで、集落として受け入れ可能な耕作地の縮小を可能にしていた。

政策としての他律的再編は、住民の個別具体的な事情や、山本（2013）が指摘したような一見矛盾するように見える住民の主体的な選択を見落とし、ときに集落に無理を強いる危ういものである。一方、現場から行なわれる自律的再編は、住民の個別具体的な事情やそこに住むらびとの公平性までも含み込んだ考えのもとで行なわれているのである。

参考文献

- 安達生恒, 1976, 『“むら”と人間の崩壊』三一書房.
- 安達生恒, 1981, 「過疎とは何か——その概念と問題構造」『安達生恒著作集四 過疎再生の道』日本経済評論社, 79-100.
- 半田次男, 1974, 「過疎地域の産業と行財政」、伊藤善市編、『過疎・過密への挑戦』学陽書房, 197-243.
- 林直樹・齋藤晋, 2010, 『撤退の農村計画——過疎地域からはじまる戦略的再編』学芸出版社.
- 石田定生, 2010, 『つねさだの灯り』葦分社.
- 岩谷三四郎, 1989, 「過疎山村の変貌と農林業の再生」永田恵十郎・岩谷三四郎編、『過疎山村の再生』御茶の水書房, 3-34.
- 中野卓, 1966, 「むらの解体（共通課題）の論点をめぐって」『村落社会研究二』塙書房.
- 並木正吉, 1960, 『農村は変わる』, 岩波新書.
- 日本創成会議・人口減少問題検討分科会, 2014, 『成長を続ける21世紀のために<ストップ少子化・地方元気戦略>』.
- 乗本吉郎, 1971, 『農山村地域開発と集落再編成（日本の農業 75）』農政調査委員会.
- 大野晃, 2005, 『山村環境社会学序説——現代山村の限界集落化と流域共同管理』農山漁村文化協会.
- , 2008, 『限界集落と地域再生』高知新聞社.
- 坂口慶治, 1966, 「丹後半島における廃村現象の地理学的考察」『人文地理』26: 603-642.
- 篠原重則, 1969, 「人口激減地域における集落の変貌過程——四国山地中部と南西部の事例」『人文地理』21, 453-480.
- 寺床幸雄, 2009, 「熊本県水俣市の限界集落における耕作放棄地の拡大とその要因」『地理学評論』82

(6) : 588-603.

徳野貞雄, 2007, 『農村の幸せ、都会の幸せ——家族・食・暮らし』 NHK 出版.

鳥越皓之, 1993, 『家と村の社会学 増補版』 世界思想社.

植田今日子, 2004, 「大規模公共事業における『早期着工』の論理——川辺川ダム水没地地域社会を事例として」『社会学評論』 55(1) : 33-50.

———, 2007, 「過疎集落における民俗舞踊の『保存』をめぐる一考察——熊本県五木村梶原集落の『太鼓踊り』の事例から」『村落社会研究 (村研ジャーナル)』 27 : 13-22.

———, 2016, 『存続の岐路に立つむら——ダム・災害・限界集落の先に』 昭和堂.

山本努, 1996, 『現代過疎問題の研究』 恒星社厚生閣.

———, 2013, 「過疎農山村における人口還流と生活選択論の課題」『人口還流 (Uターン) と過疎農山村の社会学』, 59-88.

山本陽三, 1973, 「農山村開発と村落構造」喜多野清一博士古稀記念論文編集委員会編, 『村落構造と親族組織』 未来社, 647-681.

吉田晋一・佐藤豊信・駄田井久, 2004, 「中国地方を対象とした耕作放棄の要因分析——地域間の相違と要因間の関連に着目して」『農村計画論文集』 第6集, 277-282.

吉野英岐, 2009, 「集落の再生をめぐる論点と課題」日本村落研究学会編, 『集落再生——農山村・離島の実情と対策 (年報 村落社会研究第45集)』 農山漁村文化協会, 11-44.

注

- 1) 本稿では、農村社会学で一般的に用いられてきたムラという用語をそのまま使用しているが、これは江戸時代からつづいている村落にあたる村のことである。村落とは、「家を単位とした人びとの生活連関があり、その生活連関を支える組織があり、そこにおのずと社会的統一性がみいだせる」(鳥越、1993 : 70) もののことである。また、集落と村落は一致することも一致しないこともある(鳥越、1993) が、本稿では集落とムラを同じ意味で使っている。
- 2) 大野晃が自身の著書(2008)で、1988年の調査研究「山村の老齢化と限界集落」で初めて「限界集落」についてまとめたと述べている。
- 3) ただし、4戸のうち1戸は耕作や集落の草刈りなど耕作に関するすべてを、集落外の人に代わりにしてもらっている。
- 4) 数字は年齢を示す。
- 5) カッコ内は請負分の数値。カッコ内の請負分は全てE家の所有耕作地である。
- 6) A家の戸主は図11に示されたとおりの者だが、D家は登録上の戸主と、行事等の際に戸主として参加する者とが分かれている。D家の事実上の戸主は90歳女性の息子である。

An autonomous reorganization of communities seen from production base reduction : Using the reduction of rice cultivation in the mountainous rural areas of Shobara in Hiroshima Prefecture as a case study.

FUKUMOTO Junko

Abstract

This research sheds light upon the logic, by which the production base has been reduced in some communities in mountainous rural areas, where depopulation and population aging continue to worsen. Furthermore, it portrays a state where communities, —through the reduction of their production base—, are autonomously striving for their continuation. It was revealed that, while such communities place great importance on efficiency, they have also, —with entirely different logic—, reduced rice cultivation in the name of fairness, and are striving for the restructuring of their communities. The active reduction of rice cultivation is a way to maintain a community and can be seen as an autonomous reorganization of said community. However, infrastructure reduction due to heteronomous restructuring tends to overlook choices that include individual circumstances and contradiction, and therefore may be asking far too much of the residents.